

審査基準整理票

処 分 名	発達支援療育事業の利用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市子育て総合支援センター条例 (平成17年条例第70号)	(条項)	第4条第2項
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	福祉部子ども未来局子育て総合支援センター		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>大津市子育て総合支援センター条例第4条第2項の規定によるものとし、同項中「本市の区域内に住所を有する社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児のうち継続的な支援が必要であると市長が認める者及びその保護者」とは、知的障害がない乳幼児であって、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 対人関係及びコミュニケーションに課題を持つ者 (2) 行動コントロールに課題を持つ者 (3) 言葉の遅れがある者 (4) その他集団参加が困難である者</p> <p>[根拠法令] 大津市子育て総合支援センター条例 (利用の資格)</p> <p>第4条 センターを利用することができる者（発達支援療育事業を利用するものを除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有する乳幼児及びその保護者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p> <p>2 発達支援療育事業を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有する社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児のうち継続的な支援が必要であると市長が認める者及びその保護者とする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。